

盛土規制法運用開始に向けた説明会

令和7年3月11日
群馬県県土整備部建築課

1 . 盛土規制法の概要

盛土規制法の概要

1.1 盛土規制法の概要

背景・必要性

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等により点検(令和4年3月)

制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在
(一部の地方公共団体では条例を制定して対応)



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「盛土規制法」 ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を 都道府県知事等の許可の対象に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

【目標・効果】 危険な盛土等を包括的に規制し、盛土等に伴う災害を防止

(KPI) ○規制区域を指定する都道府県等(都道府県、政令市、中核市)の数 ⇒ 施行後5年以内に全都道府県等

盛土規制法の概要

1.2 スキマのない規制

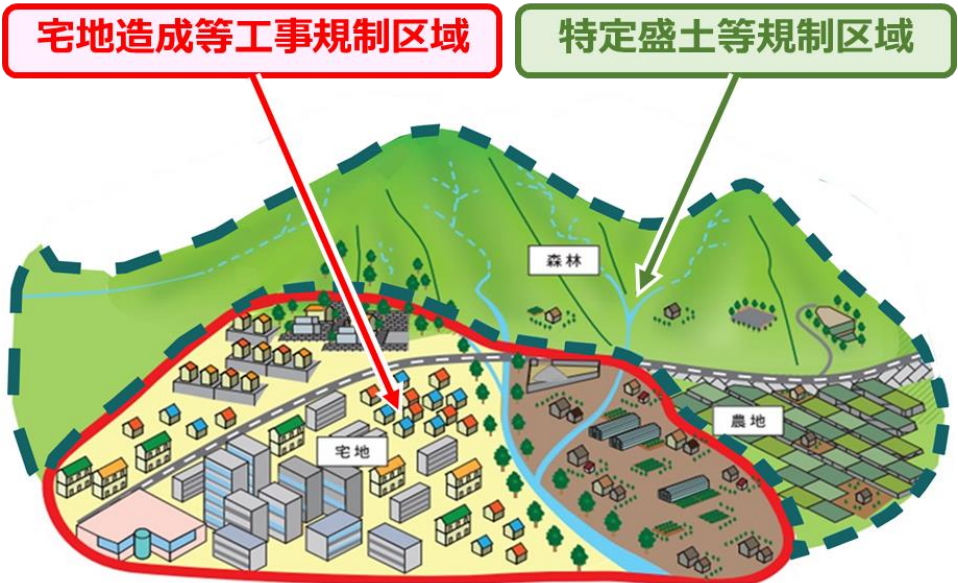
○規制区域

- ・ 知事が盛土等により人家等に被害を及ぼしうるエリアを規制区域として指定。
(旧宅造法は主に丘陵地にある市街地等を規制区域指定していたが、盛土規制法は旧宅造法の規制区域に加え、土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる森林、農地、平野部の土地を広く指定)
- ・ 県は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施。

○規制対象

- ・ 規制区域内で行われる盛土等を知事の許可対象とする。
- ・ 宅地を造成するための盛土・切土（旧宅造法）だけではなく、**森林・農地を含む**土地を造成するための盛土・切土、**土捨て行為や一時的な堆積**も規制対象。

【規制区域のイメージ】

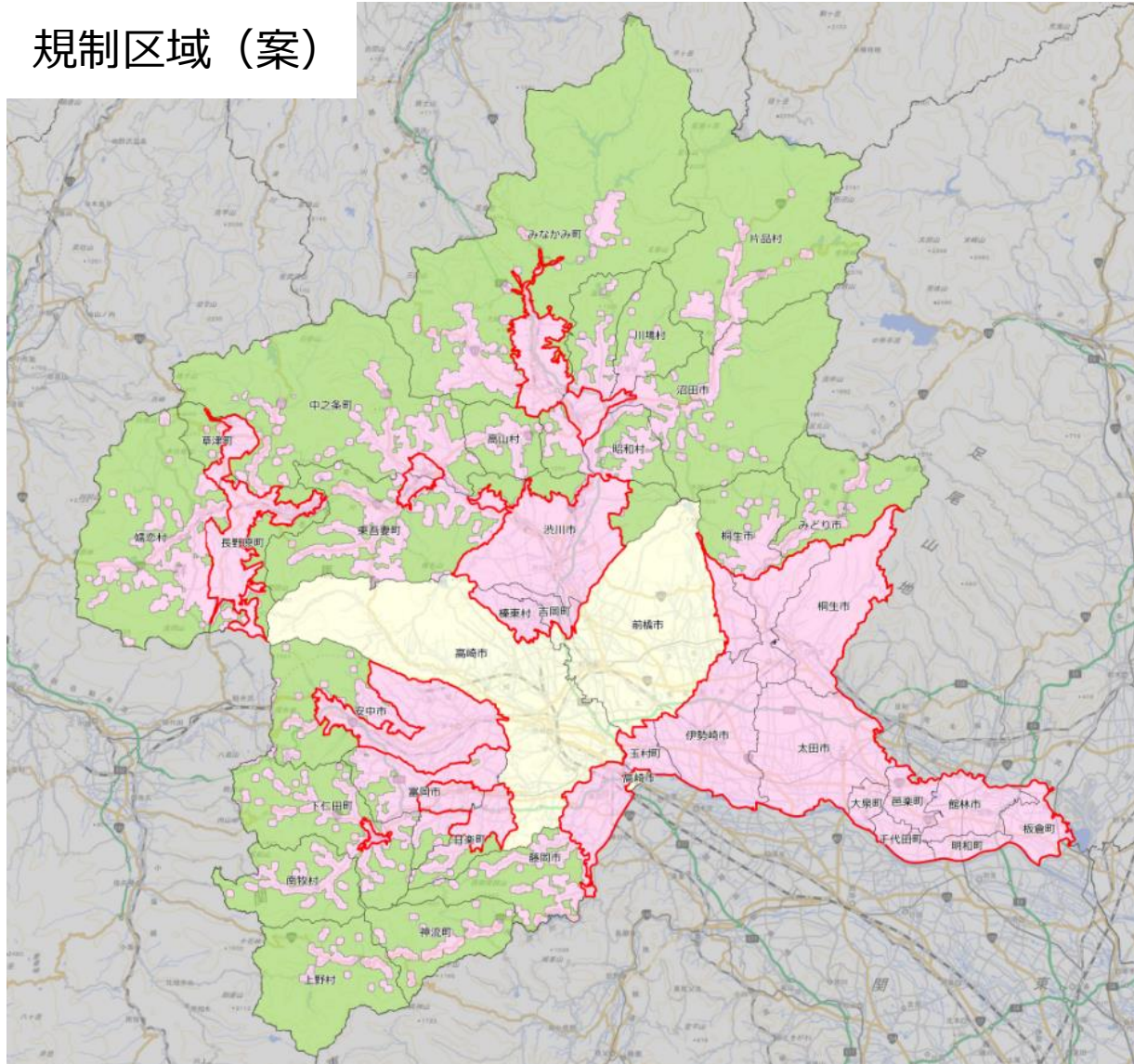


宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に被害を及ぼしうるエリア
特定盛土等規制区域	市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

盛土規制法の概要

1.2 スキマのない規制

規制区域（案）



凡例

- 都市計画区域
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 前橋市、高崎市

※前橋市と高崎市は、各市が規制区域を指定する。

1.3 旧宅地造成等規制法との比較



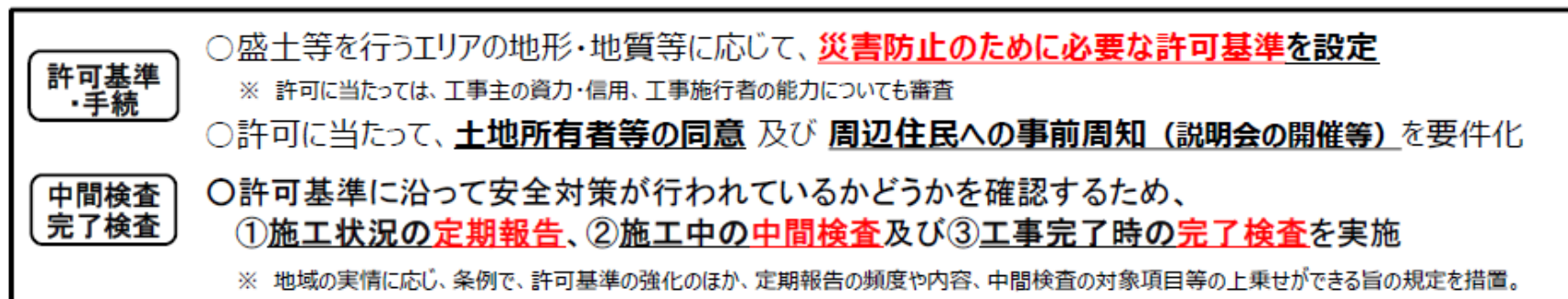
旧宅造法	
範囲	・ 高崎市、桐生市、みどり市の <u>一部</u> (主に丘陵地にある市街地等)
対象	宅地を造成するための盛土・切土



盛土規制法	
範囲	・ <u>県内全域</u> (前橋市と高崎市は、各市が規制区域を指定する)
対象	・ 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土 ・ 土捨て行為や一時的な堆積

盛土規制法の概要

1.4 盛土等の安全の確保

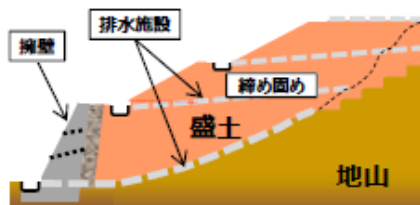


■ 災害防止のための安全基準の設定

<盛土・切土>

(主な安全基準)

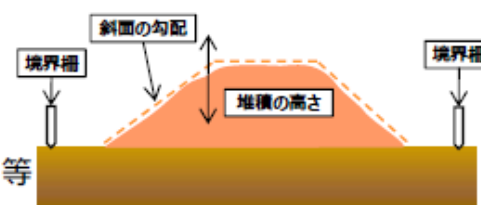
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 地盤の締め固め 等



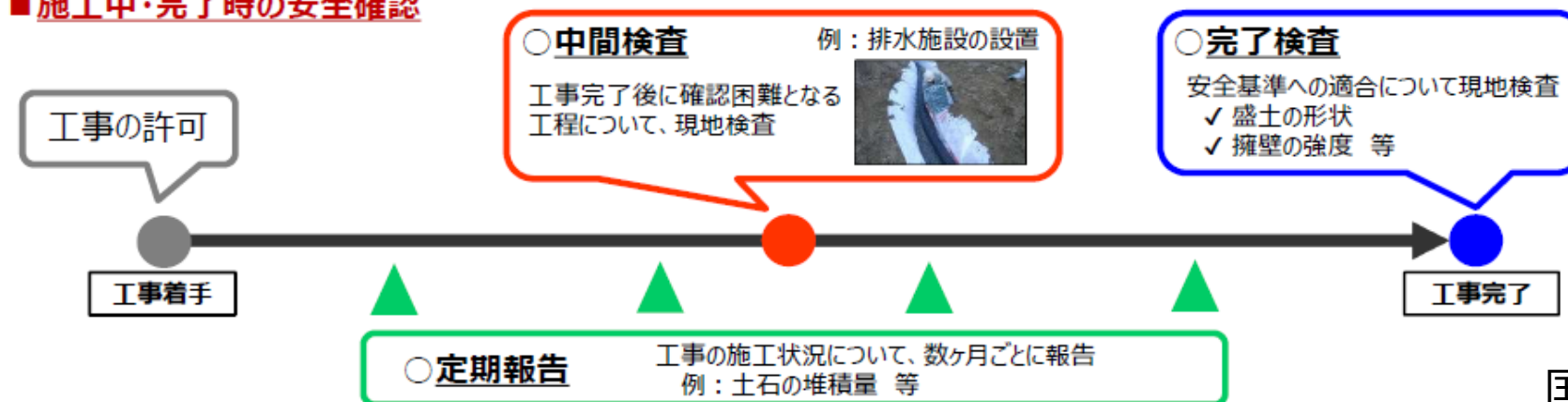
<一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ✓ 堆積の高さ
- ✓ 斜面の勾配
- ✓ 境界柵の設置 等



■ 施工中・完了時の安全確認



国交省の資料を転載

盛土規制法の概要

1.5 責任の所在の明確化

① 監督処分

- 都道府県知事は、以下の処分をすることができる

処分内容	相手	処分の原因
許可の取り消し	偽りその他不正な手段で許可を受けた者 許可時に付された条件に違反した者	同左
工事施工の停止 災害防止措置	工事主、工事請負人、現場管理者（工事主等） ※緊急の必要がある場合は弁明の機会を付与せず命令可能（工事主が工事現場にいない場合、工事従事者に命令可能）	無許可で工事施工された工事 許可条件に違反した工事 技術的基準に適合していない工事 中間検査を申請しないで施行する工事
災害防止措置	土地の所有者、管理者若しくは占有者又は工事主（土地所有者等）	無許可で工事が行われた土地 完了検査等を申請していない土地 完了検査等により技術的基準に適合されていないとされた土地 中間検査を申請していない土地

- 以下の場合、知事自ら災害防止措置を講じることができる

- ① 命令を受けた工事主等又は土地所有者等が、期限までに措置を講じない、講じても不十分、講ずる見込みがない
 - ② 過失無く命ずべき工事主等又は土地所有者等を確認できないとき
 - ③ 緊急に災害防止措置を講ずる必要がある場合において、命令するいとまがないとき
- ※費用は工事主等又は土地所有者等に負担させることができる

盛土規制法の概要

1.5 責任の所在の明確化

②土地の保全等

土地の所有者、管理者又は占有者	災害が生じないように、常時安全な状態に維持するよう努める
都道府県知事	災害防止のため必要があると認める場合、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置は又は改造その他災害防止のために必要な措置を取ることを勧告

③改善命令

- ・知事は以下の改善命令を行うことができる。（知事自ら実施する場合は監督処分を準用）

処分内容	相手	処分の原因
擁壁等の設置・改造 地形・盛土の改良 土石の除却	土地又は擁壁の所有者、管理者、占有者（土地所有者等）	災害防止のため必要な擁壁等が未設置・極めて不完全 土石の堆積に伴う災害防止のため必要な措置が未実施・極めて不完全 →放置すると災害発生のおそれ大きい
上記工事の全部又は一部	上記以外の者	不完全な工事等により災害の発生のおそれが生じたことが明らか 工事者に処分内容の全部又は一部を行わせることが相当 土地所有者等の異議がない

④立入検査

- ・土石の堆積の届出に係る措置命令、工事の許可、変更許可、完了検査等、中間検査、監督処分、改善命令を行うために必要な限度において、県知事は職員に工事状況を検査させることができる。

盛土規制法の概要

1.6 実効性のある罰則の措置

主体	違反行為		罰則 (懲役／罰金) (法人重科)	
＜工事の適正な施工＞				
造成主	①無許可盛土等	(直罰) →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
	②無検査盛土等	(直罰) →	1年以下／300万円以下	—
	③安全基準違反 ※造成主の故意によるものである場合	(直罰) →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
	①～③の違反事案	○災害防止措置命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
設計者	③安全基準違反	(直罰) →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
工事施工者	③安全基準違反 ※設計図書を用いないで施工した場合や設計図書に従わないで施工した場合	(直罰) →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
	①～③の違反事案	<施工中に違反が判明した場合> ○工事施工停止命令 → 命令違反 →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
土地所有者等	①～③の違反事案	<施工後に違反が判明した場合> ○土地の使用禁止命令 ○災害防止措置命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	3年以下／1000万円以下	3億円以下
＜施工後の適正な管理＞				
土地所有者等 原因行為者	管理不全等により 安全性に問題	○改善命令 (擁壁の設置等) → 命令違反 →	1年以下／300万円以下	1億円以下

2. 盛土規制法の運用開始後に必要となる手続等

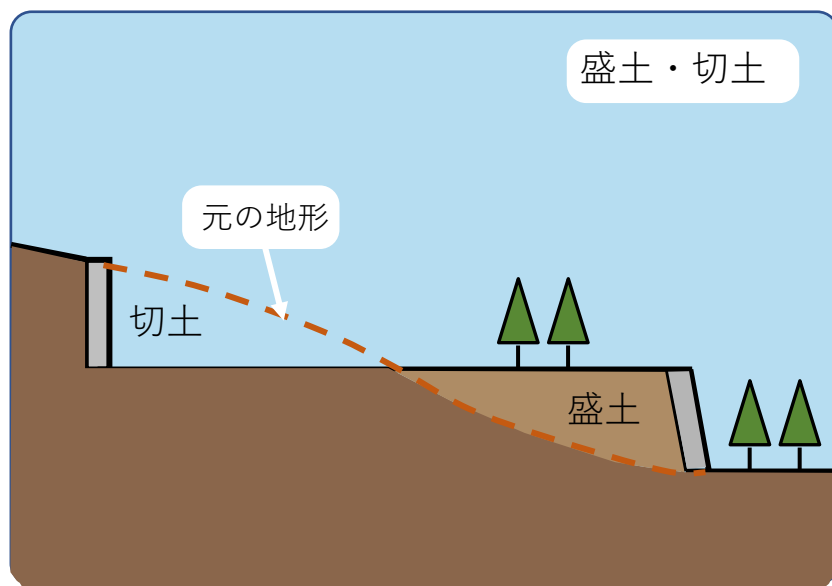
法運用開始後に必要となる手続等

2.1 主な規制内容

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ県の許可が必要となります。

許可が必要となる盛土等は、以下の行為を指し、一定規模以上のものが規制対象となります。

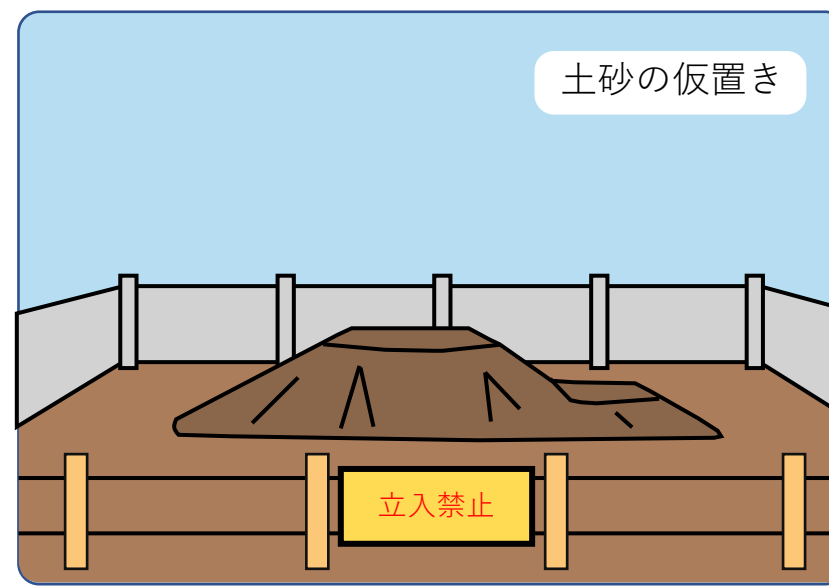
一定規模の盛土・切土を伴う工事



例えば

- 宅地を造成するための盛土・切土
- 残土処分場における盛土・切土
- 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

一時的な土石の堆積



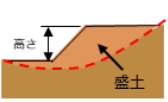
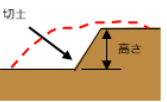
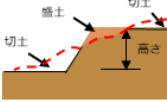
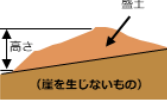
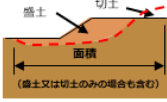
例えば

- 土砂のストックヤードにおける仮置き 等

法運用開始後に必要となる手続等

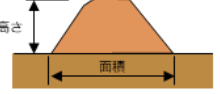
2.2 許可・届出等

①宅地造成又は特定盛土等に関する工事

要件	①盛土で高さが 1 m超 2 m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2 m超 5 m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2 m超 5 m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます

②土石の堆積に関する工事

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2 m超 5 m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

許可対象の規模（法12条1項、30条1項）

区域	行為	許可
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ2 m超の崖 ④盛土で高さ2 m超 ⑤盛土または切土の面積500㎡超
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2 m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ2 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ5 m超の崖 ④盛土で高さ5 m超 ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ5 m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

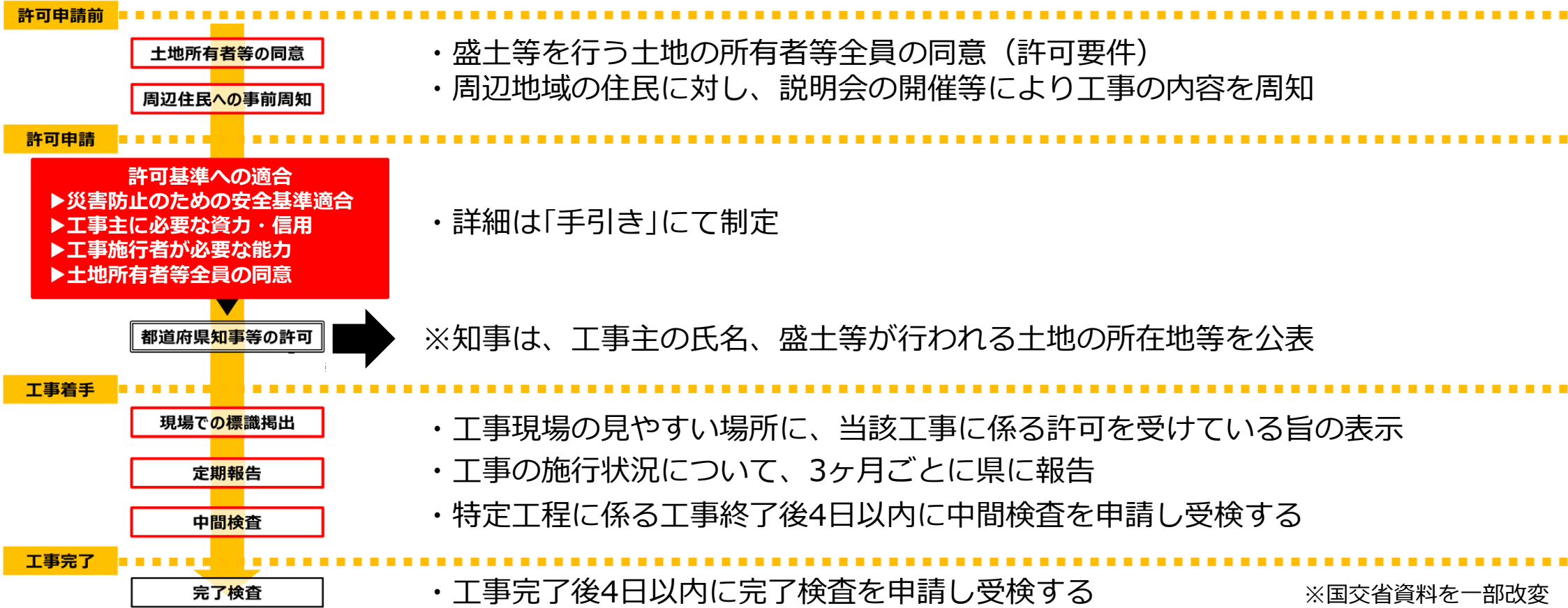
届出対象の規模（法27条1項）

区域	行為	届出
宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	
	一時的な土石の堆積	
特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ2 m超の崖 ④盛土で高さ2 m超 ⑤盛土または切土の面積500㎡超
	一時的な土石の堆積	①堆積の高さ2 m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超

法運用開始後に必要となる手続等

2.3 許可等に係る一連の手続について

許可の流れ



法運用開始後に必要となる手続等

2.4 許可申請手続

○許可申請前の手続

手続	内容	備考
土地所有者等の同意	許可申請前に事前に同意が必要	所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他使用及び収益を目的とする権利
周辺住民への周知	工事を行おうとしている土地の周辺住民に、事前に以下の手段で周知が必要 ①説明会②書面配布③工事場所又はその周辺への掲示及びインターネットでの閲覧	災害が生ずるおそれが特に大きい土地で高さ15mを超える盛土の場合は①の開催が必須

○許可申請の提出

手続	内容
申請書類の提出	提出先は土木事務所建築係となります。（審査は県庁建築課が行います）
許可申請手数料の納付	面積に応じた許可申請手数料を納付

○許可または不許可の通知

※県は許可を行った工事に関する事項を公表し、関係市町村へ通知。

事項	内容	備考
許可証の交付	法令に定める基準に適合していると認める場合、許可証を交付 なお、災害防止のため必要な条件を付す場合あり	安全基準、資力・信用、工事施行者の能力、所有者等全員の同意
不許可の通知	文書をもって通知する。	

法運用開始後に必要となる手続等

2.5 許可申請等に必要となる添付書類

①宅地造成又は特定盛土等に関する工事（法12条1項、30条1項）（P11参照）

書類	内容	備考
図面	位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図	
構造計算書	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	鉄筋コンクリート造 無筋コンクリート造
安定計算書	土質試験その他調査又は試験に基づく地盤の安定計算	①災害が生ずるおそれが特に大きい土地で高さ1.5m超の盛土 ②擁壁で覆わない崖面
資格者を証する書類	図面作成者が資格を有することを証する書類（細則で様式を設定）	大学（土木・建築）卒業後実務2年 等
写真	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近	
信用関係	個人：住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は氏名及び住所を証する書類 法人：登記事項証明書、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は氏名及び住所を証する書類	個人番号カードの写しは表面のみ（個人番号が記載されている資料は受領できません）
資力関係	資金計画書	
土地所有者等の同意	全ての同意を得られたことを証する書類（細則で様式を設定）	
周辺住民への事前周知	措置を講じたことを証する書類（細則で様式を設定）	
県が必要と認める書類（案）	宅地造成等に関する工事の施行に係る地図の写し又は地図に準ずる図面の写し、宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書、工事主の資力及び信用に関する申告書、工事施行者の能力に関する申告書、排水施設の設計に係る書類、土地の求積図、擁壁の展開図	その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。

法運用開始後に必要となる手続等

2.6 許可申請等に必要となる添付書類

②土石の堆積に関する工事（法12条1項、30条1項）（P11参照）

書類	内容	備考
図面	位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図	
措置が適切である事を証する書類	土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する措置、堆積した土石の滑動する堆積した土石を支えることができる措置をする場合	柵その他これに類するもの
	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置する場合	
写真	土石の堆積をしようとする土地及びその付近	
信用関係	個人：住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は氏名及び住所を証する書類 法人：登記事項証明書、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は氏名及び住所を証する書類	個人番号カードの写しは表面のみ（個人番号が記載されている資料は受領できません）
資力関係	資金計画書	
土地所有者等の同意	全ての同意を得られたことを証する書類	
周辺住民への事前周知	措置を講じたことを証する書類	
県が必要と認める書類（案）	宅地造成等に関する工事の施行に係る地図の写し又は地図に準ずる図面の写し、宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書、工事主の資力及び信用に関する申告書、工事施行者の能力に関する申告書、排水施設の設計に係る書類、土地の求積図、擁壁の展開図	その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。

法運用開始後に必要となる手続等

2.7 許可申請等に必要となる添付書類

③特定盛土等または土石の堆積に関する工事の届出（法27条1項）

- ・当該工事に着手する日の三十日前までに知事に届出となります。
- ・知事は災害防止のため必要があると認めるときは、届出をした者に対し、工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告できます。（正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない場合、知事は命令できます）

書類	内容	備考
図面	位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、（排水施設の平面図、崖の断面図、擁壁の断面図、擁壁の背面図、崖面崩壊防止施設の断面図、崖面崩壊防止施設の背面図）	
写真	盛土又は切土をしようとする（土石の堆積をしようとする）土地及びその付近	
信用関係	個人：住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（氏名及び住所を証する書類） 法人：登記事項証明書、役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（氏名及び住所を証する書類）	個人番号カードの写しは表面のみ （個人番号が記載されている資料は受領できません）
県が必要と認める書類（案）	宅地造成等に関する工事の施行に係る地図の写し又は地図に準ずる図面の写し、宅地造成等に関する工事の施行区域内の土地の登記事項証明書、工事施行者の能力に関する申告書、排水施設の設計に係る書類、土地の求積図、擁壁の展開図	その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。

法運用開始後に必要となる手続等

2.8 許可の特例について

- (1) 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事に関する工事（法15条1項、34条1項）
国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、これらの者と知事（前橋市及び高崎市における工事においては、市長）との協議が成立することをもって許可を受けたものとみなされます。
- (2) 協議の手続
以下の書類を提出します。
- ・協議書（細則7条）
 - ・2.3①宅地造成又は特定盛土等に関する工事、②土石の堆積に関する工事の添付書類のうち、資力・信用に関する書類を除いたものを添付

法運用開始後に必要となる手続等

2.9 中間検査（法18条、37条）

宅地造成又は特定盛土に関する工事について、政令で定める工事（以下、「特定工程」という）を含む場合は、当該特定工程に係る工事を終えたときに中間検査を受検する必要があります。

なお、中間検査受検時には、面積に応じた所定の中間検査手数料を納付する必要があります。

事項	内容
対象規模	①盛土で高さ 2 m 超の崖 ②切土で高さ 5 m 超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ 5 m 超の崖 ④盛土で高さ 5 m 超 ⑤盛土または切土の面積 3, 0 0 0 m ² 超
特定工程	・ 盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事工程
申請期間	・ 特定工程に係る工事を終えたときから 4 日以内
提出書類	・ 中間検査申請書 ・ 特定工程に係る内容を明示した平面図
中間検査合格証交付後に実施可能な工程	・ 排水施設の周囲を砕石その他資材で埋める工事工程



←中間検査工程の例（国資料から引用）

法運用開始後に必要となる手続等

2.10 中間検査（法18条、37条）

中間検査の項目

中間検査項目		検査対象	着眼点		検査時期
政令で規定する項目	排水施設	暗渠排水管	盛土工事	1．暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	暗渠排水管 配置完了時
				2．暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3．暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4．現況地盤からの湧水は適切に処理されているか	
				5．溪流や既設水路等の通過水流は適切に処理されているか	
			切土工事	1．暗渠排水管の配置と規格は計画内容と現地条件を照査して適切に施工されているか	
				2．暗渠排水管の集水管接続部は適切に処理されているか	
				3．暗渠排水管の集水管端部の土砂流入防止措置は適切か	
				4．湧水は適切に処理されているか	
				5．溝掘りは適切に施工されているか	

法運用開始後に必要となる手続等

2.11 完了検査・土石の除却の確認（第17条、36条）

①完了検査

宅地造成又は特定盛土に関する工事について、当該許可に係る工事を完了したときは県知事あてに検査を申請する必要があります。

事項	内容
申請期間	工事を完了したときから 4 日以内
提出書類	完了検査申請書
検査項目	手引又は盛土等防災マニュアルの解説を参照願います。

②土石の除却の確認

土石の堆積に関する工事について、土石の除却を完了したときは県知事あてに確認申請する必要があります。

事項	内容
申請期間	土石の除却を完了したときから 4 日以内
提出書類	確認申請書

法運用開始後に必要となる手続等

2.12 定期報告（法19条1項、38条1項）

事項	内容
報告対象	（宅地造成又は特定盛土等） ・ 高さ 2 m 超の崖を生じる盛土 ・ 高さ 5 m 超の崖を生じる切土 ・ 盛土切土を同時にする場合で、高さ 5 m 超の崖が生じる場合 ・ 上記の崖が生じないが、高さ 5 m 超の盛土または盛土切土面積が 3,000㎡を超えるもの（土石の堆積） ・ 高さ 5 m 超の土石の堆積かつ堆積を行う土地の面積が 1,500㎡超 ・ 上記以外の土石の堆積で堆積を行う土地の面積が 3,000㎡超
頻度	3ヶ月ごと
報告内容	（共通） ・ 定期報告書（細則11条） ・ 写真その他の書類 ・ 工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号、前回の報告年月日（宅地造成又は特定盛土等） ・ 報告時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・ 報告時点における擁壁等に関する工事の施行状況（土石の堆積） ・ 報告時点における土石の堆積の高さ、面積、土量 ・ 前回報告時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

法運用開始後に必要となる手続等

2.12 定期報告（法19条1項、38条1項）

土地の形質変更の定期報告の項目

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で規定する項目	工事が施行される土地の所在地	共通	
	工事の許可年月日及び許可番号		
	前回の報告年月日(2回目以降の定期報告を行う場合に限り)		
	盛土工事 切土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施工されているか
		盛土又は切土の土量	盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施工されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施工状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施工されているか

土石の堆積の定期報告の項目

定期報告項目	判定方法
工事が施行される土地の所在地	資料による判定 写真による判定
工事の許可年月日及び許可番号	
前回の報告年月日（2回目以降の定期報告を行う場合に限り）	
報告の時点における堆積した土石の高さ	
報告の時点における堆積した土石の面積	
報告の時点における堆積されている土石の土量	
前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

法運用開始後に必要となる手続等

2.13 変更許可・変更届出

一度許可や届出をした工事を変更する場合、所定の手続が必要です。

①変更許可（法16条1項、35条1項）

事項	内容
対象	一度許可を受けた工事の計画の変更をしようとする場合 （軽微な変更の場合は以下②の届出）
手数料	手数料条例で定める額（P25参照）
提出書類	申請書 許可申請時に提出した書類のうち、内容が変更されるもの（細則8条）

②軽微な変更の届出（法16条2項、35条2項）

事項	内容
対象	省令38条で定める軽微な変更をしようとする場合
提出書類	軽微変更届出書（細則9条）

③変更届出（法28条）

事項	内容
対象	届出工事の計画の変更をしようとする場合
提出書類	届出書 届出時に提出した書類のうち、内容が変更されるもの
提出期限	変更後の工事に着手する日の三十日前まで

法運用開始後に必要となる手続等

2.14 変更協議について（法16条3項、35条3項）

（１）協議の概要

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事については、これらの者と知事（前橋市及び高崎市における工事においては、市長）との協議が成立することをもって変更の許可を受けたものとみなします。

（２）協議の手続（細則10条）

以下の書類を提出します。

- ・ 変更協議書
- ・ 協議時に提出した書類のうち、内容が変更されるものを添付

法運用開始後に必要となる手続等

2.15 開発許可によるみなし許可（法15条2項、34条2項）

都市計画法の開発許可を受けたときは、当該盛土等に関する工事については、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。開発許可によるみなし許可の場合の盛土規制法の適用事項は下表のとおりです。
内容により適用される法令（都市計画法又は盛土規制法）が異なるので注意が必要です。

事項	法令	備考
工事の許可	都市計画法	許可申請手数料は都市計画法に基づきます。 都市計画法の許可を受けると、盛土規制法の許可を受けたものとみなされます。
開発許可の基準	都市計画法→盛土規制法	都市計画法第33条第1項第7号により、宅地の安全性に関する基準については、盛土規制法の技術的基準が適用されます。なお、その他については都市計画法の基準が適用されます。
変更の許可等	都市計画法	都市計画法の変更許可により、盛土規制法の変更許可とみなされます。
完了検査	都市計画法	都市計画法の検査済証をもって、盛土規制法の検査済証とみなされます。
中間検査	盛土規制法	中間検査の手数料は盛土規制法に基づきます。
定期の報告	盛土規制法	定期の報告は盛土規制法のみ規定があります。
標識の掲示	盛土規制法	開発許可部分は開発許可の標識を、盛土規制法部分は盛土規制法の標識を掲載すること。

施行時特例市で開発許可権限を有している伊勢崎市及び太田市並びに開発許可権限を移譲している桐生市、館林市及び藤岡市につきましては、開発許可によるみなし許可に係る盛土規制法の事務の権限を移譲します。

法運用開始後に必要となる手続等

2.16 手数料

盛土規制法の許可申請を行う場合、「宅地造成・特定盛土等」「土石の堆積」について、盛土等を行う面積に応じて許可申請手数料を納付することになります。

また、特定工程に係る工事を終えたときは、中間検査手数料を納付することになります。

許可後に変更する必要がある場合、変更理由に応じた変更許可手数料を納付することになります。

申請時に工区を分けた場合、検査は工区ごとに行います。中間検査は受検ごとに検査手数料を徴収します。

○手数料

○変更許可手数料

面積区分	現行 (宅地造成のみ)	改正後		
		宅地造成・特定盛土等	土石の堆積	中間検査
500 m ² 以内	12,000	15,000	13,000	3,700
500 m ² 超 1,000 m ² 以内	21,000	26,000	16,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	31,000	37,000	18,000	
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以内	47,000	55,000	21,000	
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以内		66,000	29,000	5,600
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	67,000	89,000	33,000	
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以内	110,000	141,000	39,000	
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以内	170,000	216,000	53,000	9,400
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以内	250,000	336,000	72,000	16,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以内	340,000	475,000	106,000	28,000
100,000 m ² 超	420,000	613,000	129,000	39,000

- ・ 工事計画の変更：面積の区分に応じた手数料の 1 / 10
- ・ 面積増加の変更：増加する面積の区分に応じた手数料
- ・ その他の変更：1 万円

法運用開始後に必要となる手続等

2.17 盛土規制法の適用除外工事・許可不要工事

①盛土規制法の適用除外工事

- ・ 公共施設用地内における工事
（下表に定める公共施設用地内）

法 2 条 1 項	道路、公園、河川
施行令 2 条	砂防設備、地滑り防止施設、海岸保全施設、津波防護施設 港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道 索道、無軌条電車の用に供する施設
施行規則 1 条 1 項	雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
施行規則 1 条 2 項	国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水 施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設

- ・ 通常の営農行為（該当の有無は農政部に確認をお願いします）
- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等

※注意
以下の工事は、盛土規制法の許可または届出の対象になります。

- ・ 上表に定める公共施設用地外で行う庁舎や図書館の建設等の公共事業工事
- ・ 公共施設用地に係る工事で発生した残土を、上表に定める公共施設用地外に盛土する工事

法運用開始後に必要となる手続等

2.17 盛土規制法の適用除外工事・許可不要工事

②盛土規制法の許可不要工事（災害の発生するおそれがないと認められる工事）

施行令 5条1項	・ 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
施行規則 8条	・ 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等 ・ 土壌汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2 m以下かつ面積5 0 0 m²超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが3 0 cmを超えないものを行う工事 ・ 土石の堆積を行う土地の面積が3 0 0 m²を超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

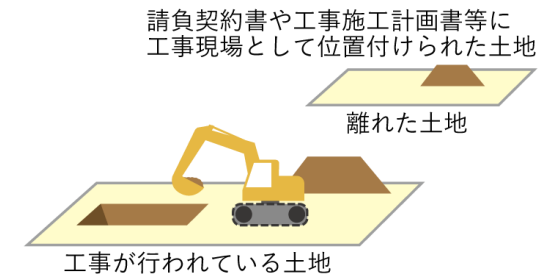
国交省資料に基づいて作成

法運用開始後に必要となる手続等

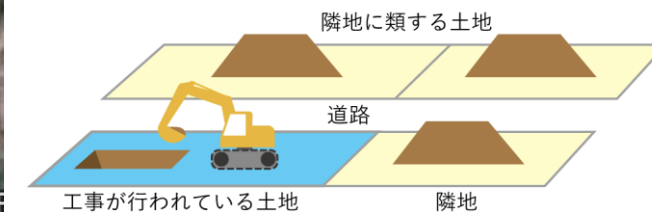
2.18 具体的な事例

①盛土規制法の適用除外工事・許可不要工事

(1) **道路、河川、砂防設備**における工事は、盛土規制法で定義されている公共施設用地内のため**適用除外**となります。



図－1 工事現場



図－2 工事現場の付近

(2) 発生した残土を公共施設用地外に置く場合は、許可が必要となります。ただし、**以下の場合には許可不要工事となります。**

- 1) 請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地 (図－1 参照)
- 2) 本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地 (図－2 参照)

※ 許可不要となった盛土等についても、規制対象規模の場合には、土地所有者等に対して土地の保全努力義務が課せられ、危険な場合には改善命令等の対象となる。

法運用開始後に必要となる手続等

2.18 具体的な事例

②公共施設用地外への運搬

- (1) 公共施設用地から発生した残土を、公共施設用地外のストックヤードに運搬し処分する場合は、**ストックヤードの管理者が盛土規制法の許可を取得している必要があります。**



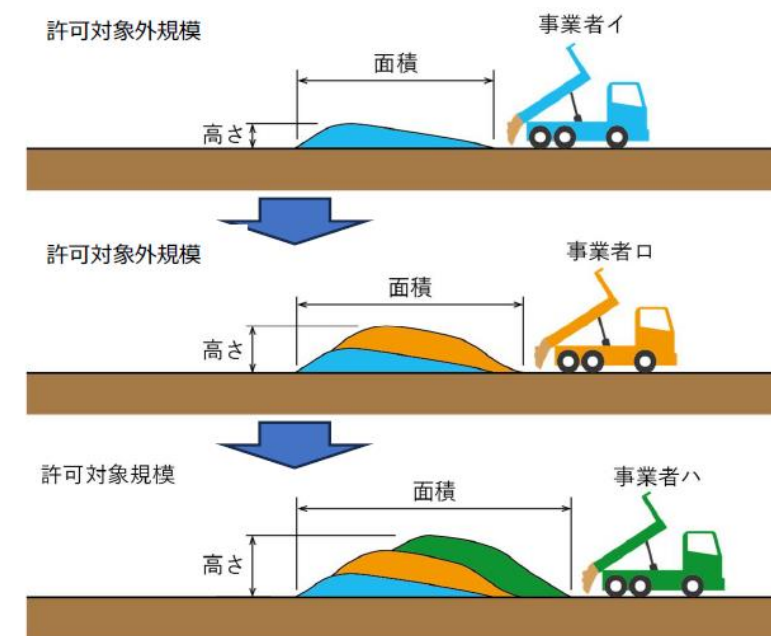
- (2) 工事現場付近の住民等から、道路改良工事の残土を民地内に盛土して欲しい等の要望があった際は、その盛土が許可対象規模に該当する場合は、許可が必要となります。

法運用開始後に必要となる手続等

2.18 具体的な事例

②公共施設用地外への運搬

(3) 1つの路線で分割発注された複数の工事現場で発生した残土を、1箇所の残土置場で一時的な土石の堆積を行う場合は、規模により許可対象となります。



図－3 繰返し行われる土石の堆積の一体性

法運用開始後に必要となる手続等

2.19 工事等の届出

（１）第21条（第40条）第1項（規制区域指定時に工事をしている場合）

事項	内容	備考
対象	規制区域指定の際、規制区域内で行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事	
規模	土地の区画形質の変更（盛土・切土） ①盛土で高さ1 m超の崖 ②切土で高さ2 m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ2 m超の崖 ④盛土で高さ2 m超 ⑤盛土または切土の面積5 0 0 m ² 超 一時的な土石の堆積 ①堆積の高さ2 m超かつ面積3 0 0 m ² 超 ②堆積の面積5 0 0 m ² 超	宅地造成等工事規制区域内、特定盛土等規制区域内のいずれの場合でも、左表の規模に該当する場合には届出要
提出期限	規制区域の指定のあった日から21日以内	
提出書類	届出書、工事計画断面図（細則15条1項）、その他知事が必要と認める書類 その他、右記の規模に該当する場合は以下の書類を添付 【宅地造成又は特定盛土等】 ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・盛土切土している土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類 【一時的な土石の堆積】 ・図面（位置図、地形図、土地の平面図） ・土石の堆積を行っている土地及びその付近を明らかにする写真その他の書類	○添付書類を求める盛土等の規模 【宅地造成又は特定盛土等】 ①盛土で高さ2 m超の崖 ②切土で高さ5 m超の崖 ③盛土・切土同時に行い高さ5 m超の崖 ④盛土で高さ5 m超 ⑤盛土または切土の面積3, 0 0 0 m ² 超 【一時的な土石の堆積】 ①堆積の高さ5 m超かつ面積1, 5 0 0 m ² 超 ②堆積の面積3, 0 0 0 m ² 超

法運用開始後に必要となる手続等

2.19 工事等の届出

（２）第21条（第40条）第3項（擁壁等に関する工事）

事項	内容	備考
規模	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2 mを超えるもの、 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却工事	崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の全面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分）との垂直距離
提出期限	工事に着手する日の14日前まで	
提出書類	届出書 （以下、細則第15条2項で定める内容） 位置図 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図	その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。

（３）第21条（第40条）第4項（公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）

事項	内容	備考
提出期限	転用した日から14日後まで	
提出書類	届出書 （以下、細則第15条第3項で定める内容） 位置図	その他知事が必要と認める書類を求める場合があります。

群馬県における盛土規制法運用開始前後の手續について

令和7年5月26日
(盛土規制法運用開始)

凡例

青

旧宅地造成等規制法（旧宅造法）

赤

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）

橙

開発許可

(1) 旧宅造法の宅地造成工事規制区域内の工事

工事は盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」の許可規模、 「特定盛土等規制区域」の届出規模を指す	旧宅造法規制区域内	盛土規制法の規制区域内（県内全域）
①旧宅造法の許可不要工事	工事着手	21日以内に届出（盛土規制法第21条第1項）
②旧宅造法の許可を取得した工事	申請 → 許可	工事着手日に関わらず、旧宅造法が適用
③盛土規制法運用開始前に 開発許可を取得した工事	申請 → 許可	工事着手日に関わらず、旧宅造法が適用
④旧宅造法の許可申請後、 盛土規制法運用開始前に 許可されていない工事	申請 →	改めて盛土規制法の許可が必要 → 申請 → 許可 → 工事着手
⑤盛土規制法運用開始後に 開発許可を取得した工事	申請 →	許可 → 工事着手 盛土規制法のみなし許可（中間検査、定期報告の対象）

(2) 旧宅造法の宅地造成工事規制区域外の工事

工事は盛土規制法の「宅地造成等工事規制区域」の許可規模、 「特定盛土等規制区域」の届出規模を指す	旧宅造法規制区域外	盛土規制法の規制区域内（県内全域）
①開発許可不要工事	工事着手	21日以内に届出
②盛土規制法運用開始前に 開発許可を取得し、かつ工事着手済み	申請 → 許可 → 工事着手	21日以内に届出
③盛土規制法運用開始前に 開発許可を取得し、かつ工事未着手	申請 → 許可	盛土規制法の許可を受けるまで着手不可 → 申請 → 許可 → 工事着手
④盛土規制法運用開始後に 開発許可を取得した工事	申請 →	許可 → 工事着手 盛土規制法のみなし許可（中間検査、定期報告の対象）